

地縁団体

朝 日 町 町 内 会

規 約

平成 24 年 11 月 1 日施行

令和 5 年 4 月 1 日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持・形成ならびに地域住民の親睦をはかることを目的とする。

- (1) 広報の配布
- (2) 回覧の回付等住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃・防犯・交通等の環境の整備
- (4) 集会所の維持管理
- (5) レクリエーション等の行事
- (6) その他目的にそった活動

(名 称)

第2条 この会は朝日町町内会と称する。

(区 域)

第3条 この会の区域は朝日町1番地から21番地までの区域とする。

(事務所)

第4条 この会の事務所は藤沢市朝日町21-26の朝日町々内会館に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 この会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員になることができる。

(会 費)

第6条 この会の会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(加 入)

第7条 この会に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第8条 会員の退会は次の場合とする。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人から退会届が会長に提出された場合。

第3章 役 員

(役員の種類別)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長 若干名
- (4) 副部長 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 会計 1名

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて相談役・参与を置く。

(役員を選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事はそのほかの役員と兼職できない。
- 3 相談役・参与は会長が選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部長は、各担当の部を総括する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 6 役員は、役員会を構成し、この会の会務の執行を決定する。
- 7 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - ① この会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - ② 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - ③ 会計及び資産の状況又は業務執行についての不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 8 相談役・参与は会長の要請に応じ、意見を具申する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 評議員

(評議員選任)

第13条 評議員は、各評議員区会員世帯から選出され、会長が委嘱するものとする。

(評議員職務)

第14条 評議員は第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる会務を行う。

- (1) 広報紙の配布及び回覧版の回付等会員相互の連絡
- (2) 町内会費の徴収
- (3) その他、この会の目的を達成するために、役員会で決定した事項
- (4) 評議員は、評議員区の会員の代表として、会員の委任を受けて総会に出席する

(評議員任期)

第15条 評議員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された評議員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総会

(総会種別)

第16条 会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、評議員および役員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会はこの規約に定めるほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の4分の1以上の請求があったとき、又は役員会において開催の議決があったとき。

(3) 第11条第7項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会は会長が招集する。

4 総会を招集するときは、会長は会議の目的及びその内容、日時、場所を示して、開催の10日前までに文書で通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第21条 総会は評議員および役員の前2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約の定めるもののほか、出席した評議員および役員の前半数を以って決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第23条 会員は総会において各々1個の表決権を有する。

(議決事項)

第24条 総会は、次の各号のほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 資産の処分及び担保に供する決定

(2) 事業報告の承認

(3) 会計決算の承認

(4) 資産管理報告の承認

(5) 事業計画の決定

(6) 会費の決定

(7) 予算の決定

(8) 規約の改正

(9) 役員を選出

(書面表決等)

第25条 会員は、あらかじめ通知された事項について、評議員を代理人として表決を委任する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない評議員および役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第21条、第22条、第33条第2項、第37条及び第38条第2項並びに第3項の規定の適用についてはその評議員および役員は出席したものとみなす。

4 前条の議決事項に対する決議の方法を書面または電磁的方法とすることについて第17条の構

成員全員の承諾がある場合は、総会の開催によらず書面又は電磁的方法により決議することができる。なお、この場合における議決要件は、議決事項に応じこの規定の定める通りとする。

- 5 前条の議決事項において、第17条の構成員全員が書面又は電磁的方法により可決すべき旨を表明した場合は、これをもって前項に基づく決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員および役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。
 - 3 第25条4項又は5項の規定により決議を行った場合は、次の事項を記載した結果報告を作成しなければならない。
 - (1) 書面又は電磁的方法による表決の取りまとめを行った日
 - (2) 書面又は電磁的方法による表決の取りまとめを行った者
 - (3) 決議を行った審議事項
 - (4) 決議の結果
 - (5) その他会長が必要と認める事項

第6章 役員会

(役員構成)

第27条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第28条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 総会で議決した事
- (3) 項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しないこの会の会務の執行に関すること

(役員会の招集等)

第29条 役員会は、会長が必要であると認めるとき、又は役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的である事項が示され請求があったときに開催する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記した文書を開会の7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第31条 役員会には、第21条、第22条、第25条、第26条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「評議員および役員」

とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て決める。

- 2 この会の資産で第32条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、評議員および役員 $\frac{2}{3}$ 以上が出席している総会において、出席したものの $\frac{4}{5}$ 以上の賛成を必要とする。
- 3 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度毎に会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後の3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この会の規約のうち、第33条の第2項及び第38条に関しては、総会員の $\frac{1}{2}$ 以上が出席している総会において出席した会員の $\frac{4}{5}$ 以上の賛成を得、かつ藤沢市長の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の $\frac{3}{4}$ 以上の承諾を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会員の $\frac{1}{2}$ 以上が出席している総会において出席した会員の $\frac{4}{5}$ 以上の議決を得て、この会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第9章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 この会の事務所には規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を供えるものとする。

(委 任)

第40条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は2012年11月1日から施行する。
- 2 この会の設立初年度の会計年度は、設立認可のあった日から2013年3月31日までとする。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 2023年4月1日から施行する。